

人事委員会規則七―九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三紀子

人事委員会規則七―九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―九（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（勤勉手当に係る勤務期間） 第十一条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一 八 略 九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。）若しくは退職派遣者の特定法人（公益的法人等派遣法第十条第一項に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下この号から第十一号までにおいて「勤務時間条例」という。）第三条第一項に規定する週休日、同条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振られない日、勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について	（勤勉手当に係る勤務期間） 第十一条 略 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一 八 略 九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等派遣職員の派遣先団体（公益的法人等派遣条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。）若しくは退職派遣者の特定法人（公益的法人等派遣法第十条第一項に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下この号から第十一号までにおいて「勤務時間条例」という。）第三条第一項に規定する週休日 、勤務時間条例第八条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について

て同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに条例第十四条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

十〃十五 略

（勤勉手当の成績率）

第十三条 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員（次項において「定年再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 勤務成績が特に優秀な職員 条例第二十二條第二項第一号に規定する割合（条例第二十一條第二項に規定する特定幹部職員（以下この条において「特定幹部職員」という。）に適用する割合を除く。以下この号において「標準割合」という。）に百分の十九を加えた割合以上標準割合に三を乗じて得た割合以下

ロ 勤務成績が優秀な職員 標準割合を超え、標準割合に百分の十九を加えた割合未満

ハ 勤務成績が良好な職員及び勤務成績による区分ができない職員（二の人事委員会が定める職員を除く。） 標準割合から百分の四を差し引いた割合以上標準割合以下

ニ イからハまでに該当しない職員及び人事委員会が定める職員 標準割合から百分の十二・五を差し引いた割合以下

二 特定幹部職員 当該特定幹部職員が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

て同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに条例第十四条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。

十〃十五 略

（勤勉手当の成績率）

第十三条 成績率は、任命権者がその都度定めるものとする。

イ 勤務成績が特に優秀な特定幹部職員 条例第二十二條第二項第一号に規定する割合（特定幹部職員に適用する割合に限る。以下この号において「標準割合」という。）に百分の二十三を加えた割合以上標準割合に三を乗じて得た割合以下 ロ 勤務成績が優秀な特定幹部職員 標準割合を超え、標準割合に百分の二十三を加えた割合未満 ハ 勤務成績が良好な特定幹部職員及び勤務成績による区分ができない特定幹部職員（二の人事委員会が定める特定幹部職員を除く。） 標準割合から百分の四を差し引いた割合以上標準割合以下 ニ イからハまでに該当しない特定幹部職員及び人事委員会が定める特定幹部職員 標準割合から百分の十三・五を差し引いた割合以下	三 任期付職員条例第七條第一項の給料表の適用を受ける職員当該職員が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合	イ 勤務成績が優秀な職員 任期付職員条例第八條第二項において読み替えて適用する条例第二十二條第二項第一号に規定する割合（以下この号において「標準割合」という。）を超え、標準割合に三を乗じて得た割合以下	ロ 勤務成績が良好な職員及び勤務成績による区分ができない職員（ハの人事委員会が定める職員を除く。） 標準割合から百分の十を差し引いた割合以上標準割合以下	ハ イ及びロに該当しない職員及び人事委員会が定める職員標準割合から百分の十六・五を差し引いた割合以下	2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。	一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
--	--	---	---	---	--	--

イ 勤務成績が優秀な職員 条例第二十二條第二項第二号に規定する割合（特定幹部職員に適用する割合を除く。以下この号において「標準割合」という。）を超える割合 ロ 勤務成績が良好な職員及び勤務成績による区分ができない職員（ハの人事委員会が定める職員を除く。） 標準割合から百分の二を差し引いた割合以上標準割合以下 ハ イ及びロに該当しない職員及び人事委員会が定める職員 標準割合から百分の四を差し引いた割合以下 二 特定幹部職員 当該特定幹部職員が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ 勤務成績が優秀な特定幹部職員 条例第二十二條第二項第二号に規定する割合（特定幹部職員に適用する割合に限る。以下この号において「標準割合」という。）を超える割合 ロ 勤務成績が良好な特定幹部職員及び勤務成績による区分ができない特定幹部職員（ハの人事委員会が定める特定幹部職員を除く。） 標準割合から百分の二を差し引いた割合以上標準割合以下 ハ イ及びロに該当しない特定幹部職員及び人事委員会が定める特定幹部職員 標準割合から百分の四を差し引いた割合以下 三 任命権者は、第一項第一号イ及びロ、同項第二号イ及びロ、同項第三号イ、前項第一号イ並びに同項第二号ロに定める成績率によることが困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。	
---	--

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び次項の規定は、令和十年四月一日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の規則七十九（期末手当及び勤勉手当）第十三条の規定を適用する。